

「危険物規制事務業務」移転 及び開始時期のお知らせ

この度、危険物規制事務業務を消防本部予防課へ移転することになりましたのでお知らせいたします。

移転先 〒306-0053 茨城県古河市中田1683番地9
茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 予防課
(古河消防署2階になります。)

移転日時 令和2年4月1日(水)
午前8時30分から業務開始

電話番号 0280-47-0129 (予防課直通)

FAX番号 0280-48-6700 (予防課直通)

危険物規制事務業務

危険物施設(製造所等)の申請関係

例) 設置許可申請, 変更許可申請, 軽微な変更工事, 仮使用申請, 仮貯蔵・仮取扱申請, 完成検査申請, 完成検査前検査申請, 基準の特例適用申請, 予防規程認可申請, 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンク及び地下埋設配管の漏れ点検期間延長申請 など

危険物施設(製造所等)の届出関係

例) 保安監督者選任・解任届, 設置者氏名等の変更届, 譲渡引渡届, 廃止届, 休止届, 品名・数量・指定数量の倍数変更届 など

下記の届出関係書類については、**管轄消防署(古河消防署・下妻消防署・坂東消防署)**でも受付(経由)することが可能です。

届出関係書類
危険物保安監督者選任・解任届出書
危険物保安統括管理者選任・解任届出書
危険物製造所等の設置者氏名その他の変更届出書
危険物製造所等品名、数量、倍数変更届出書
危険物製造所等廃止届出書
予防規程制定・変更認可申請書
予防規程の軽微な変更届出書(給油取扱所)
危険物製造所等使用再開・休止届出書
危険物製造所等譲渡引渡届出書

【ご注意】

消防署(予防係)の受付(経由)された届出書類は、ご返却に日数を要しますのでご了承ください。お急ぎの場合は、予防課へ届出願います。

【問合せ先】 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 予防課

TEL 0280-47-0129 FAX 0280-47-0164 E-mail: yobouka@ibarakiseinan.or.jp